



第5回公募実施中!
R5.12.20~R6.1.19

認定農業者等の皆様へ

化学肥料から産業副産物を活用した肥料(堆肥等)

への転換を支援します!

～資源循環型農業構造転換緊急対策事業～

化学肥料の価格高騰対策として、**認定農業者等が産業副産物^{*}を有効活用**して

化学肥料の使用量を低減する取組に対し、茨城県で支援を行います。

※家畜ふん、下水処理汚泥、りん回収物、植物油かす類等



支援対象となる方

- ①認定農業者
- ②地域計画に位置付けられた農業者
- ③認定新規就農者
- ④市町村基本構想水準到達者
- ⑤集落営農組織、特定農業団体

支援対象となる取組と補助率

1. 堆肥等の産業副産物を由来とする肥料(以下「堆肥等」)の施用に必要な機械・施設等^{*}の導入費

補助率：1/2 以内 補助上限額：300万円以内/戸

※堆肥散布用機械（汎用性の高い散布用機械は対象外です。裏面のQ7をご確認ください）、堆肥をペレット化するための成形装置、ホッパー、堆肥等のストックヤード

2. 堆肥等の購入費、散布委託費、成分分析費用 等

補助率：1/2 以内 補助上限額：2,500円以内/10a（15万円以内/戸）

注）既に堆肥等の施用により化学肥料の使用量低減を図っている場合、取組の増加又は拡大が要件となります。成分分析費用は、購入した堆肥等に副資材を混和した場合に限ります。

申込方法

支援対象であることが確認できる市町村^{*}の農業主管課にお申し込みください。

※認定農業者の認定を受けている市町村、地域計画に位置付けられている地区の市町村 等

<申込に必要な書類>

- 事業実施計画書
- 経営面積を確認できる書類（耕作証明書等）
- 購入したい物品の見積書（物品ごとに必要・1社で可）
- 機械・施設等の導入の場合、規模や性能等がわかるもの（カタログ等）の写し
- 堆肥等の購入の場合、土壌診断やたい肥ナビの結果表

支援を受ける要件

以下の①から③の全てを満たして、化学肥料の使用量低減を図ることが要件です。

- ①化学肥料の代替として堆肥等を活用すること。既に活用している場合は、投入する堆肥等の量または施用面積の拡大（取組強化）を行うこと
- ②土壌診断または「たい肥ナビ！」等を活用して施肥設計を行うこと
- ③令和6年2月29日までに納品や設置を行い、速やかに実績報告を行うこと

留意事項

- ・補助対象となる堆肥等は、化学肥料の代替として施用するものに限りです。土づくりを目的とした施用で、化学肥料の使用量の低減をしない場合は補助対象外です。
- ・生産、販売する肥料は原則「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づく表示の義務があります。この表示がない堆肥等は支援対象外のため、購入元にご確認ください。

Q1 「化学肥料」から「堆肥と化学肥料の混合肥料」に転換する。補助対象か。	A1 対象になります。
Q2 認定農業者の場合、畜産農家も支援対象者となるか。	A2 自給飼料の生産を化学肥料から堆肥等に転換する場合は補助対象となります。機械・施設の導入は飼養頭数ではなく自給飼料の生産面積に応じた規模となります。
Q3 堆肥購入後に自分で米ぬかなどを混ぜたいが、混合後の肥料成分がわからないので施肥設計できない。	A3 堆肥購入後に、ご自身で肥料成分を含む副資材を混ぜる等をした場合は、その肥料成分の分析費用も補助対象となります。なお分析は民間の検査機関にご依頼ください。
Q4 堆肥等のストックヤードで家畜排せつ物を堆肥化してもいいか。	A4 スtockヤードは、散布できる状態の堆肥等を散布又はペレット化するまでの短期間ストックするために設置するもので、家畜排せつ物を堆肥化するために用いることはできません。
Q5 いつまでに完了すればいいか。	A5 R6年2月末まで に、機械の納品やストックヤードの設置、堆肥等の購入を行ってください。
Q6 国の肥料価格高騰対策事業でも堆肥等は支援対象となる。両方に申請できるか。	A6 国の肥料価格高騰対策事業に申請済み又は申請予定の堆肥等については、当事業への申請はできません。
Q7 化成肥料や石灰に加え堆肥も散布できる機械があるが、補助対象か。	A7 化成肥料や石灰等のほか堆肥も散布可能な機械もありますが、これらは堆肥以外へも汎用的に使用できることから、支援対象外となります。
Q8 令和4年度に本事業に取り組んだ場合、申請できるか。	A8 令和4年度の事業申請の際に設定した目標値を基準として、堆肥等の施用面積の拡大または化学肥料の使用量の低減(取組強化)を行う場合には申請できます。

お問い合わせ先

農業技術課 持続的農業推進 G
県北農林事務所 農業振興課
県央農林事務所 農業振興課
鹿行農林事務所 畜産振興課
県南農林事務所 畜産振興課
県西農林事務所 畜産振興課

電話 0 2 9 - 3 0 1 - 3 9 3 1
電話 0 2 9 4 - 8 0 - 3 3 0 3
電話 0 2 9 - 2 2 1 - 3 0 3 4
電話 0 2 9 1 - 3 3 - 4 1 1 8
電話 0 2 9 - 8 2 2 - 8 5 2 1
電話 0 2 9 6 - 2 4 - 9 1 6 6

県ホームページにて
本事業の様式等を
掲載しています
(下のQRコード参照)

